

国民保護業務計画

平成18年3月
電源開発株式会社

目 次

第1章 総則

- 第1節 国民保護業務計画作成の目的
- 第2節 国民保護措置の実施に関する基本方針
- 第3節 国が想定する武力攻撃事態等における電力設備・電力供給への影響
- 第4節 国民保護業務計画の運用
 - 1. 他の計画等との関連
 - 2. 国民保護業務計画の修正
- 第5節 用語の定義

第2章 平素からの備え

- 第1節 武力攻撃事態等防災体制
 - 1. 態勢の区分
 - 2. 対策組織
- 第2節 対策組織の運営
 - 1. 態勢の発令および解除
 - 2. 権限の行使
 - 3. 動員
 - 4. 指令伝達および情報連絡の経路
- 第3節 社外機関との協調
 - 1. 国、地方公共団体等との協調
 - 2. 他電力会社等との協調
- 第4節 国民保護措置に関する教育・訓練
- 第5節 生活関連等施設に関する事前の安全確保措置
- 第6節 情報の収集・連絡
- 第7節 全般的な事前措置

第3章 武力攻撃事態等への対処

- 第1節 通報・連絡
 - 1. 通報・連絡の経路
 - 2. 通報・連絡の方法
- 第2節 災害時における情報の収集・連絡
- 第3節 災害時における広報および情報提供
- 第4節 対策要員の確保
- 第5節 資機材の確保
- 第6節 国、地方公共団体、自衛隊等の応援要請
- 第7節 生活関連等施設の安全確保措置
 - 1. 生活関連等施設に共通する安全確保措置
 - 2. 危険物質等の取扱所の使用停止等命令に対する措置
 - 3. 石油コンビナートに立地する火力発電所等の安全確保措置
- 第8節 電力の安定供給に関する措置
- 第9節 応急の復旧

第4章 武力攻撃災害の復旧に関する措置

- 第1節 復旧計画
- 第2節 復旧順位

第5章 緊急対処保護措置の実施

- 第1節 緊急対処保護措置の実施

国民保護業務計画

【第1章 総則】

第1節 国民保護業務計画作成の目的

この国民保護業務計画（以下「この計画」という。）は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第1項および第182条第2項の規定に基づき、電源開発株式会社（以下「当社」という。）の業務に関する国民保護措置の内容、実施方法、実施体制、関係機関との連携、その他必要な事項および当社の生活関連等施設の安全確保措置を自主的に定め、国民保護措置および緊急処理事態における緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

第2節 国民保護措置の実施に関する基本方針

この計画において、特に以下の点に留意し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを基本方針とする。

(1) 国民保護措置を行う関係機関相互の連携体制

国民保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努める。

(2) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

国民保護措置の内容に応じ、国および都道府県から提供される武力攻撃の状況その他必要な情報の他、緊急時の連絡および応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、国および都道府県から、生活関連等施設の安全確保措置の実施要請が出される場合には、国および都道府県から当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を入手すること等により、当該施設に従事する者等の安全確保に十分に配慮する。

(3) 国民保護措置の実施方法等に対する自主性

国民保護措置を実施するに当たっては、その実施方法等につき、国および地方公共団体から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断する。

第3節 国が想定する武力攻撃事態等における電力設備・電力供給への影響

この計画において対象とする武力攻撃事態および緊急処理事態、ならびに武力攻撃事態等における電力設備・電力供給への影響は、以下のとおりとする。

(1) 武力攻撃事態

この計画では、想定される武力攻撃事態を以下の4類型とする。

類 型	特 徴
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域からの先行避難が必要
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じ得る
弾道ミサイル攻撃	発射された段階で攻撃目標を特定することが極めて困難で、発射後極めて短時間で着弾
航空攻撃	弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易だが、攻撃目標を特定することは困難

(2) 緊急処理事態

この計画では、想定される緊急処理事態を以下のとおりとする。

なお、緊急処理事態に対する対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態等の対処に準じて行う。

- ① 攻撃対象施設等による分類
 - ・危機性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - ・多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
- ② 攻撃手段による分類
 - ・多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ・破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

(3) 電力設備・電力供給への影響

当社は全国の 10 電力会社その他の電気事業者および日本卸電力取引所を通じた取引先等（以下「他電力会社等」という。）へ電気を供給している（当社が電力設備を有する地域は、別表 1 のとおり）。電気を供給するための電力設備には、電源設備と流通設備があり、電気は電源となる火力、水力の各発電所から送電線、変電所を経て他電力会社等へ送電している。また、設備の効率的な運転や電力流通ネットワークの整備等により電力の安定供給維持と設備の安全確保に努めている。

武力攻撃事態等における国民保護措置の実施に当たり、電気事業者として行う電力安定供給等のための措置並びに生活関連等施設である発電所等の管理者として行う安全確保措置を的確かつ迅速に行い、電力の安定供給に最大限努めるものの、電力設備の保全が事態の切迫のため時間的あるいは物理的に困難となり、結果的に他電力会社等への供給支障が生じる場合がある。

また、供給支障が生じる地域は、武力攻撃災害により被災した当該地域と異なる場合がある。

なお、武力攻撃災害発生後における設備の被害状況の把握および応急の復旧に当たっては、復旧要員の安全確保の観点から長時間を要する場合がある。

第 4 節 国民保護業務計画の運用

1. 他の計画等との関連

この計画は、国民保護法、災害対策基本法、消防法、石油コンビナート等災害防止法、大規模地震対策特別措置法、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法等の関係法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。

2. 国民保護業務計画の修正

この計画は、適宜検討を加え、必要に応じ修正するものとする。

第 5 節 用語の定義

この計画で使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 武力攻撃
我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
- (2) 武力攻撃事態
武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
- (3) 武力攻撃予測事態
武力攻撃に至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
- (4) 武力攻撃事態等
武力攻撃事態および武力攻撃予測事態をいう。
- (5) 武力攻撃災害
武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火災、爆発、危険物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
- (6) 国民保護措置
国が対処基本方針を定めてから廃止するまでの間に、指定行政機関、地方公共団体または

指定公共機関もしくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国および国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）第 22 条第 1 号に掲げる措置（同号へに掲げる措置にあつては、国が対処基本方針を廃止した後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）をいう。

(7) 緊急処理事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することにより国民の生命、身体および財産を保護することが必要な事態として内閣総理大臣が認定したものをいう。

(8) 緊急対処保護措置

国が緊急処理事態対処方針を定めてから廃止するまでの間に、指定行政機関、地方公共団体または指定公共機関もしくは指定地方公共機関が国民保護法第 183 条において準用するこの法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態対処法第 25 条第 3 項第 2 号に掲げる措置（国が緊急処理事態対処方針を廃止した後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。

(9) 生活関連等施設

国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるものまたはその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設として、国民保護法第 102 条および武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「国民保護法施行令」という。）第 27 条に規定するものをいう。

(10) 危険物質等

武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体および財産に対する危険が生じるおそれがある物質（生物を含む。）として、国民保護法第 103 条および国民保護施行令第 28 条に規定するものをいう。

【第 2 章 平素からの備え】

第 1 節 武力攻撃事態等防災体制

1. 態勢の区分

武力攻撃事態等における国民保護措置を実施するための態勢は、次の区分とする。

事 態 の 状 況	態勢の区分
(1) 日本国内における武力攻撃事態等に関し、その発生が予見される場合	連絡態勢
(2) 日本国内における武力攻撃事態等に関し、 ① 内閣に武力攻撃事態等対策本部が設置された場合 ② 武力攻撃災害が発生した場合	非常態勢

2. 対策組織

- (1) 武力攻撃事態等における国民保護措置を実施するための組織は下記のとおりとし、別表 2 のとおり編成するものとする。

態勢の区分	対 策 組 織		
	本店	支店・火力発電所 直轄機関等	支店管下機関
連絡態勢	危機管理対策チーム	危機管理責任者 ・危機管理担当者	危機管理責任者 ・危機管理担当者
非常態勢	国民保護対策本部	国民保護対策本部	国民保護対策支部

- (2) 各班の班長、要員、代理要員については、予め定めておくものとする。
- (3) 武力攻撃災害により各機関が被災した場合の国民保護措置の拠点については、予め定めておくものとする。

第2節 対策組織の運営

1. 態勢の発令および解除

- (1) 武力攻撃災害が発生し、または発生する恐れがある場合の態勢の発令者および上申者は、次のとおりとする。連絡態勢の解除も同様とし、非常態勢の解除は本部長が行うものとする。発令（解除）者は、必要に応じ上申がなくても自己の判断で、態勢の発令（解除）ができるものとする。

本店が連絡態勢を発令した際に、支店・所で連絡態勢が発令されていない場合、本店危機管理対策チームは支店・所に連絡態勢の発令を指示することができる。非常事態において、本店が国民保護対策本部を設置した際に、支店・所で国民保護対策本（支）部が設置されていない場合、本店対策本部は支店・所に対し国民保護対策本（支）部の設置を指示することができる。

支店および所は、態勢を発令または解除した場合は、直ちに対策チームおよび部・事業部・管下機関等の社内関係機関、または本店本部に報告する。

機 関	態勢の区分	発令（解除）者	上 申 者
本 店	連 絡 態 勢	総 務 部 長	総務グループリーダー
	非 常 態 勢	自 動 発 令	—
支 店	連 絡 態 勢	危機管理責任者	危機管理担当者
	非 常 態 勢	自 動 発 令	—
所	連 絡 態 勢	危機管理責任者	危機管理担当者
	非 常 態 勢	自 動 発 令	—

- (2) 各機関において、態勢の発令（解除）者が連絡途絶等により発令（解除）を行うことができない場合の代行者については、次のとおりとする。

機 関	態勢の区分	発令（解除）代行者
本 店	連 絡 態 勢	総務グループリーダー
本 店	非 常 態 勢	①副社長 ②総務部担当取締役 ③総務部長
支店・所	連 絡 態 勢 非 常 態 勢	危機管理担当者

2. 権限の行使

- (1) 非常態勢が発令された場合、国民保護措置の実施に関する一切の業務は、本（支）部のものとで行う。
- (2) 非常態勢が発令された場合、本（支）部長は職制上の権限を行使して活発に国民保護措置のための活動を実施する。但し、権限外の事項であっても緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置を講ずることができる。
なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きを取るものとする。
- (3) 本（支）部長等の決定権者が国民保護措置のための活動に従事できない場合に備え、職務の代行について予め定めておくこととする。

3. 動 員

本（支）部長は、発令後直ちに予め定める対策要員の動員を指示する。

4. 指令伝達および情報連絡の経路

本部・支部設置後においては、別表3に基づき情報の連絡、集約を行う。

第3節 社外機関との協調

1. 国、地方公共団体等との協調

防災業務計画における連携体制も活用し、平常時から関係機関と協調し相互連携協力体制を整備しておく。

また、各機関が当該地方公共団体の国民保護協議会等と、また武力攻撃災害時には各機関の本（支）部が当該地方公共団体の国民保護対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画に基づく措置が的確かつ迅速に行われるように努める。

(1) 国民保護協議会等への参加

都道府県の国民保護協議会等へ要請に応じて参加し、関係機関の国民保護計画作成に協力するとともに、整合性の確保に留意する。

(2) 国民保護対策本部等との協調

国が実施する国民保護措置に関する総合調整に協力するとともに、総合調整の結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努める。

2. 他電力会社等との協調

他電力会社等、請負会社、関係取引先および近隣企業等と協調し、電力、要員、資機材、輸送力等の相互融通等、武力攻撃災害時における相互応援体制の整備に努めるものとする。

第4節 国民保護措置に関する教育・訓練

(1) 教育

各機関は、社員に対し、パンフレット等防災に関する啓発の手段等も活用しながら、国民保護措置の重要性について平素から様々な機会を通じて広く啓発に努める。

(2) 訓練

各機関は、国民保護措置についての訓練を適宜行い、国民保護措置に関しこの計画が有効に機能することを確認する。その際は、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮する。

また、国および地方公共団体等が実施する国民保護措置についての訓練に積極的に参加するものとする。

第5節 生活関連等施設に関する事前の安全確保措置

都道府県知事より通知される、施設の種類毎の専門的知見に基づく安全確保の留意点に基づき、生活関連等施設の安全確保に関する事前対策等を定める。

第6節 情報の収集・連絡

武力攻撃事態等においては、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災状況等の情報を収集または整理し、関係機関等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制整備に努める。

また、武力攻撃災害により情報収集、連絡にあたる担当者や通信手段が被害を受けた場合に備え、情報伝達ルート多重化、代行可能な人員の指定等、障害発生時における情報収集、連絡体制の整備に努める。

第7節 全般的な事前措置

1. 物資および資機材の備蓄・整備

①必要な物資および資機材等の確保

武力攻撃災害に備え災害対策用資機材と兼用するなど、平常時から復旧用資機材、工具、消耗品等の確保に努める。

②資機材等の輸送

各機関は車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

③資機材等の整備点検

国民保護措置用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに入念な整備点検を行い武力攻撃事態等に備える。

④災害対策用資機材等の広域運営

本店は、国民保護措置用資機材等の保有を効率的に行うとともに、武力攻撃災害時の不足資機材の調達を迅速・容易にするため復旧用資材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）に基づき、電力会社と国民保護措置用資機材の相互融通体制を整えておく。

⑤食糧・医療・医薬品等生活必需品の確保

各機関は武力攻撃事態等に備え、食糧・医療・医薬品等の確保に努める。

⑥災害対策用資機材等の仮置場

国民保護措置用資機材等の仮置場について、武力攻撃事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、武力攻撃事態下の用地確保の円滑化を図る。

2. 通信連絡施設および設備

武力攻撃災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ次の諸施設および設備の強化、整備を図る。

(1) 無線伝送設備

①マイクロ波無線等の固定無線施設および設備

②移動無線設備

③衛星通信設備

(2) 有線伝送設備

①通信ケーブル

②電力線搬送設備

③通信線搬送設備

④光搬送設備

(3) 交換設備

(4) 通信用電源設備

3. 非常用電源設備

各機関は、長時間停電に備え、国民保護措置の実施に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保するため予備電源装置を確保する。

また、武力攻撃災害時に備えて、非常用電源設備の点検および燃料の確保、冷却水の点検等を行う。

4. コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保をはかるとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法などのバックアップ態勢の整備を図る。

5. 水防、消防に関する施設および設備

武力攻撃災害の軽減を図るため、法に基づき次の水防および消防に関する施設および設備の整備を図る。

(1) 水防関係

① ダム管理用観測設備

- ② ダム操作用の予備発電設備
- ③ 防水壁、防水扉などの浸水対策施設
- ④ 排水用のポンプ設備
- ⑤ 各種舟艇および車両等のエンジン設備
- ⑥ 警報用設備

(2) 消防関係

- ① 燃料タンク消火設備、燃料タンク冷却用散水設備
- ② 化学消防車、高所放水車、泡原液搬送車
- ③ 消火栓、消火用屋外給水設備、水幕設備
- ④ 各種消火器具および消化剤
- ⑤ 火災報知機、非常通報設備等の通信施設および設備

6. 石油等の流出による災害を防止する施設および設備等

被害の軽減を図るため、法に基づき次の施設および設備の整備を図る。

- ① 防油堤、流出油等防止堤、オイルフェンス展張船、ガス検知器、漏油検知器
- ② オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

7. その他災害復旧用施設および設備

電気設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ移動用発電機設備等を整備しておく。

【第3章 武力攻撃事態等への対処】

第1節 通報・連絡

1. 通報・連絡の経路

通報、連絡の経路は、第2章第2節第4項ならびに別表3のとおりとする。

2. 通報・連絡の方法

通報、連絡については、第2章第7節第2号に示す施設、設備および加入電話、危機管理防災携帯電話等を利用して行う。

第2節 災害時における情報の収集・連絡

武力攻撃災害が発生した場合は、本店および各機関の本（支）部長は、次の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに上位機関の本（支）部に報告する。また、上位機関の本（支）部は、管下機関の本（支）部からの被害情報等の報告および自ら国、地方公共団体から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

なお、収集した被災情報は、必要に応じ所管官庁へ速やかに報告するものとする。

(1) 一般情報

① 武力攻撃等の状況

② 一般被害情報

当社設備に係る保守作業等に際し把握した、地域の被害情報

③ 対外対応状況

地方公共団体の国民保護対策本部、官公署、報道機関、他電力会社等取引先への対応状況

④ その他武力攻撃災害に関する情報

(2) 当社被害情報

① 電力施設等の被害状況および復旧状況

② 需給停止状況

③ 復旧資材、食糧、復旧要員等に関する事項

④ 従業員の被災状況

⑤その他武力攻撃災害に関する情報

第3節 災害時における広報および情報提供

武力攻撃事態等においては、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動は以下のとおりとし、広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、インターネットホームページを通じて行うほか状況に応じて直接、当該地域へ周知する。

(1) 電気事故防止PR

武力攻撃災害による断線、鉄塔の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

- ① 無断昇塔、無断工事をしないこと。
- ② 鉄塔の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社機関に通報すること。
- ③ 断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。
- ④ その他の事故防止のため留意すべき事項。

(2) PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃から立て看板、パンフレット等を作成、配布し認識を深める。

第4節 対策要員の確保

非常態勢が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本（支）部へ出動する。

また、交通途絶等により所属する本（支）部に出動できない社員は、最寄りの機関に出動し、所属する本（支）部に連絡のうえ、当該機関において国民保護措置に従事する。

なお、「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）ならびに「東地域非常災害対策要綱」（東地域電力技術会議策定）および「西地域非常災害対策要綱」（西地域電力技術会議策定）に基づき、他電力会社と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。

第5節 資機材の確保

(1) 調 達

本（支）部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ① 現地調達
- ② 本（支）部相互の流用
- ③ 他電力会社等からの融通

(2) 輸 送

国民保護措置用の資機材の輸送は陸上輸送によるが、不可能な場合は、舟艇およびヘリコプター等により行う。

(3) 復旧資材置場等の確保

武力攻撃災害時において、復旧資材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の国民保護対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

第6節 国、地方公共団体、自衛隊等の応援要請

本店本部長は、国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長または地方公共団体の長に対し、労務、施設、設備または物資の確保について応援を要請する。

また、武力攻撃事態等において、生活関連等施設の管理者は、当該生活関連等施設の安全確保措置の要請に応じて必要な措置を講じる場合に、都道府県警察、消防機関その他の行政機関に対

し、その管理に係る生活関連等施設の安全確保のため必要な支援を要請する。

なお、被害が極めて大きく、請負会社等を動員しても復旧活動等に支障があり、必要と判断する場合には、被害地域の都道府県知事に対し自衛隊の派遣を要請するものとする。

第7節 生活関連等施設の安全確保措置

1. 生活関連等施設に共通する安全確保措置

武力攻撃事態等において、都道府県知事より安全確保措置の要請を受けた場合には、必要な安全確保措置を実施する。

また、都道府県知事の要請に基づいて都道府県公安委員会又は海上保安部長等により立入制限区域の指定を受けた場合には、これに協力するものとする。

2. 危険物質等の取扱所の使用停止等命令に対する措置

生活関連等施設のうち、危険物質等の取扱者は前項の措置の他、武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置として、国および地方公共団体からの危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用停止又は制限の命令等が出された場合には、当該措置を的確かつ迅速に実施するものとする。

3. 石油コンビナートに立地する火力発電所等の安全確保措置

石油コンビナート等特別防災区域内の火力発電所等は、第1項の措置の他、武力攻撃災害における被害の軽減を図るため、法に基づき次の施設および設備の整備を図る。

また、発災後速やかに周辺の社内機関と協力し、武力攻撃災害の拡大防止を図る。

- (1) 防油堤、流出油等防止堤、オイルフェンス展張船、ガス検知器、漏油検知器
- (2) 油回収船
- (3) オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等資機材

第8節 電力の安定供給に関する措置

電力供給に関しては、給電班は給電指令機関の職制を通じて常に受給各社との緊密な連絡を保ち、迅速、適切に電力供給を行う。

第9節 応急の復旧

応急の復旧に当たっては、安全の確保に配慮した上で、武力攻撃災害発生後、可能な限り速やかに、施設および設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止および被災者の生活確保を最優先に行う。

また、国民保護措置の実施上重要な情報通信施設に障害が生じたときは、安全の確保に配慮した上で、速やかに応急の復旧を行うとともに、必要に応じてバックアップ体制を確保する。

武力攻撃災害発生時に円滑な対応が図られるよう、施設の被害状況の把握および緊急時の供給について、あらかじめ具体的な検討を行う。また、施設の応急の復旧に関して、あらかじめ、事業者間の広域応援体制の整備に努める。

【第4章 武力攻撃災害の復旧に関する措置】

第1節 復旧計画

武力攻撃災害により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域、施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

また、被害状況の把握と復旧計画の策定について、以下のとおり定め、復旧に当たっては、その対象となる施設の被害状況、武力攻撃事態の態様当該被災した地域を管轄する地方公共団体が定めた当面の復旧の方向等を考慮して実施する。

(1) 各本部は、各設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、本店本部に速やかに報告する。なお、現地支部は、同様に現地本部に報告する。

- ① 復旧応援要員の必要の有無
- ② 復旧要員の配置状況
- ③ 復旧資材の調達
- ④ 復旧作業の日程
- ⑤ 仮復旧の完了見込み
- ⑥ 宿泊施設、食糧等の手配
- ⑦ その他必要な対策

(2) 本店本部は、前項の報告に基づき、必要に応じ現地本部に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

第2節 復旧順位

復旧計画の策定および実施にあたっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、武力攻撃等の状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設 備 名	復 旧 順 位
水 力 発 電 設 備	1. 系統に影響の大きい発電所、制御所 2. 当該地域に対する電力供給上支障を生じる発電所 3. 早期に処置を講じないと復旧が一層困難になるおそれのある発電所 4. その他の発電所
火 力 発 電 設 備	1. 所内電源を確保できる発電所 2. 系統に影響の大きい発電所 3. その他の発電所
送 電 設 備	1. 全回線送電不能の主要線路 2. 全回線送電不能のその他の線路 3. 一部回線送電不能の主要線路 4. 一部回線送電不能のその他の線路
変 電 設 備	1. 主要幹線の復旧に関係する送電用変電所 2. 都心部に送電する送電系統の中間変電所
通 信 設 備	1. 給電指令回線、制御・監視および保護回線 2. 保安用回線

【第5章 緊急対処保護措置の実施】

第1節 緊急対処保護措置の実施

武力攻撃に準ずるテロ等の事態においても武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置を実施するため、このような事態を緊急対処事態とし、緊急対処保護措置を実施する。

なお、緊急対処事態としては、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における事態と類似の事態が想定されるため、これを前提とした対策をとるものとする。

以 上

別表 1

当社設備所在都道府県一覧

都道府県名	都道府県名
北 海 道	大 阪 府
青 森 県	兵 庫 県
岩 手 県	奈 良 県
宮 城 県	和 歌 山 県
福 島 県	岡 山 県
栃 木 県	広 島 県
群 馬 県	山 口 県
埼 玉 県	徳 島 県
東 京 都	香 川 県
神 奈 川 県	愛 媛 県
新 潟 県	高 知 県
石 川 県	福 岡 県
福 井 県	佐 賀 県
山 梨 県	長 崎 県
長 野 県	熊 本 県
岐 阜 県	大 分 県
静 岡 県	鹿 児 島 県
愛 知 県	沖 縄 県
三 重 県	

別表2 本部の組織および分掌事項

(1) 本店国民保護対策本部

本部長
本部長代理
副本部長

社長
副社長
関係取締役

班 別	班 長	分 掌 事 項
情報連絡班	総務部長	(1) 本部指令の伝達 (2) 本部の設営、運営 (3) 要員の確保 (4) 防災用通信回線確保の指示 (5) 情報の収集 (6) 本部各班の情報把握 (7) 社内外に対する連絡、報告 (8) 对外広報 (9) 社内外に対する応援要請 (10) 電力会社間における資材相互融通に関する对外連絡 (11) 周辺地域災害への対応 (12) 情報連絡班における全ての記録および各班の記録の統轄 (13) その他の他の各班に属さない事項
工 務 班	水力・送変電事業部長	(1) 水力・送変電事業部が保守・運用を行う設備または工事の施工管理を行う設備に関する、 ① 被害状況、応急対策実施状況、復旧実施状況の検討 ② 応急対策および復旧の実施に伴う指導、助言、応援事項の決定 ③ 請負業者、メーカーとの連絡事項の決定 (2) 防災用通信回線の疎通状況の把握 (3) 防災用通信回線確保措置の実施 (4) 応急対策、復旧用資機材、緊急輸送手段の確保 (5) 応急対策、復旧用資機材の緊急輸送 (6) 周辺地域災害への応援資機材の確保 (7) 周辺地域災害への要員確保 (8) 工務班における全ての記録
火 力 班	火力事業部長	(1) 火力事業部が保守・運用を行う設備または工事の施工管理を行う設備に関する、「工務班」①～③に同じ事項 (2) 応急対策、復旧用資機材、緊急輸送手段の確保 (3) 応急対策、復旧用資機材の緊急輸送 (4) 周辺地域災害への応援資機材の確保 (5) 周辺地域災害への要員確保 (6) 火力班における全ての記録
原 子 力 班	原子力事業部長	(1) 原子力事業部が施行管理を行う設備に関する、「工務班」①～③に同じ事項 (2) 応急対策、復旧用資機材、緊急輸送手段の確保 (3) 応急対策、復旧用資機材の緊急輸送 (4) 周辺地域災害への応援資機材の確保 (5) 周辺地域災害への要員確保 (6) 原子力班における全ての記録
給 電 班	設備運用部長	(1) 発電、系統状況および気象情報の把握 (2) 周辺地域災害への要員確保 (3) 給電班における全ての記録
労 務 班	人事労務部長	(1) 従業員および家族の安否状況確認 (2) 食糧、被服、宿舍等の確保 (3) 医療体制の確保（医薬品を含む） (4) 周辺地域災害への要員確保 (5) 労務班における全ての記録
経 理 班	財務部長	(1) 必要資金確保、送金 (2) 経理班における全ての記録

(2) 支店・所国民保護対策本(支)部

① 支 店

本 部 長 支 店 長
副 本 部 長 支店長に準ずる者
本 部 付 関係会社地域カンパニー長
役職社員

班 別	班 長	分 掌 事 項
情報連絡班	庶務担当グループリーダー	(1) 本部指令の伝達 (7) 社内外に対する連絡、報告 (2) 本部の設営、運営 (8) 関係支店・所との連絡 (13) 周辺地域災害への対応 (3) 要員の確保 (9) 対外広報 (14) 情報連絡班における全ての記録および各班の記録の統轄 (4) 防災用通信回線確保の指示 (10) 応急対策用資機材等の確保 (15) その他の各班に属さない事項 (5) 情報の収集 (11) 緊急輸送手段の確保 (6) 本部各班の情報把握 (12) 食糧、被服、医薬品、宿舍等の確保
電 気 班	電気担当グループリーダー	(1) 電気担当グループが保守・運用を行う設備または工事の施工管理を行う設備に関する、 (2) 防災用通信回線の疎通状況の把握および確保措置の実施 ① 被害状況、応急対策実施状況、復旧実施状況の検討 (3) 発電・系統状況の把握および連絡 ② 応急対策および復旧の実施に伴う指導、助言、応援事項の決定 (4) 周辺地域災害への要員確保 ③ 請負業者、メーカーとの連絡事項の決定 (5) 電気班における全ての記録
土 木 班	土木担当グループリーダー	(1) 土木担当グループが保守・運用を行う設備または工事の施工管理を行う設備に関する、「工務班」①～③に同じ事項 (2) 周辺地域災害への要員確保 (3) 土木班における全ての記録 (統管本部設置時は、土木班の全ての分掌事項は統管本部が担当する。)
統管本部班	統管本部長	(別に定めるダム統合管理要領・要項による) ダム操作に伴う情報の収集・連絡
制御所班	地域制御所長	(1) 発電、系統状況および気象情報の把握 (2) 周辺地域災害への要員確保 (3) 制御所班における全ての記録

② 所 (火力発電所等)

本 部 長 所 長
副 本 部 長 所長に準ずる者
本 部 付 関係会社カンパニー長
役職社員

班 別	班 長	分 掌 事 項
情報連絡班	総務担当グループリーダー	(支店非常災害対策本部情報連絡班の分掌事項に同じ)
電 気 班	電気担当グループリーダー	(1) 工事用電力施設、建設中の発電・変電・送電・通信各工事および発電・変電・送電・通信設備に関する、 ① 被害状況の把握、検討、応急対策および復旧実施状況の検討 ② 請負業者、メーカーとの連絡事項の決定 (2) 防災用通信回線の疎通状況の把握 (3) 防災用通信回線の確保措置の実施 (4) 発電・系統状況の把握および連絡 (5) 周辺地域災害への要員確保 (6) 電気班における全ての記録
土 木 班	土木担当グループリーダー	(1) 土木・建築工事および土木・建築設備に関する、「電気班」①～②に同じ事項 (2) 周辺地域災害への要員確保 (3) 土木班における全ての記録
工 区 班	工区グループリーダー	(1) 工区の土木工事に関する、「電気班」①～②に同じ事項

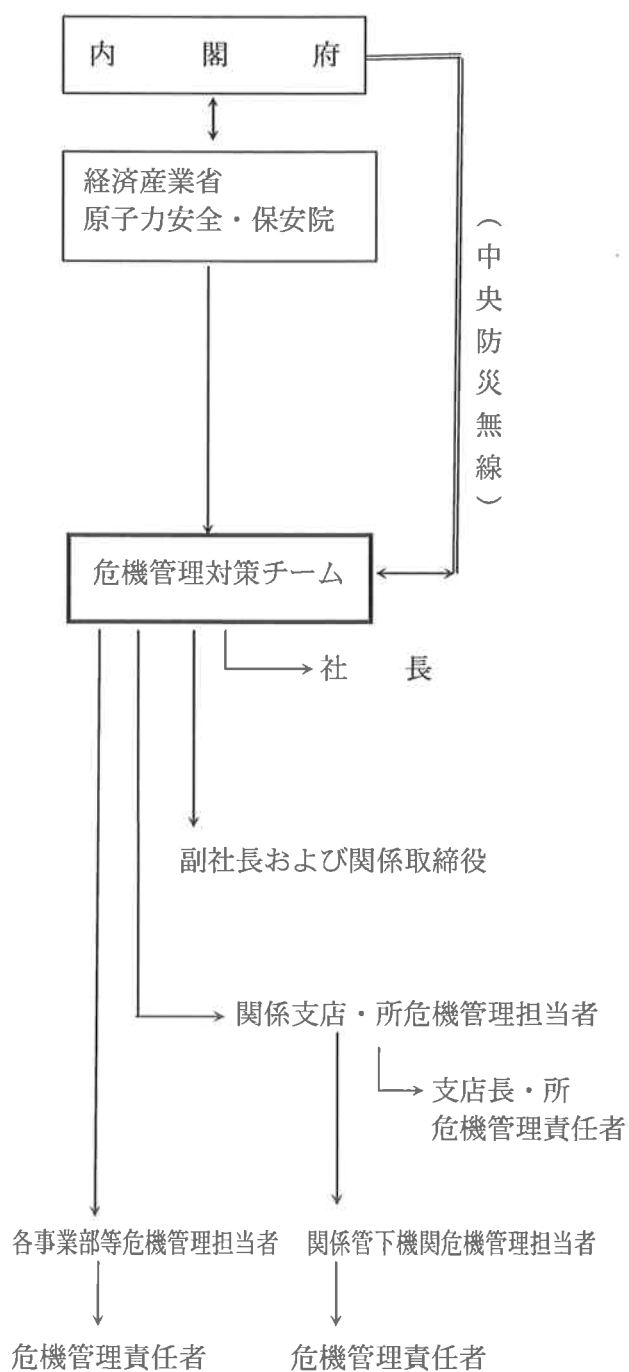
③ 所 （支店管下機関）

支 部 長 所 長
副 支 部 長 所長に準ずる者
支 部 付 関係会社事業所長
役職社員

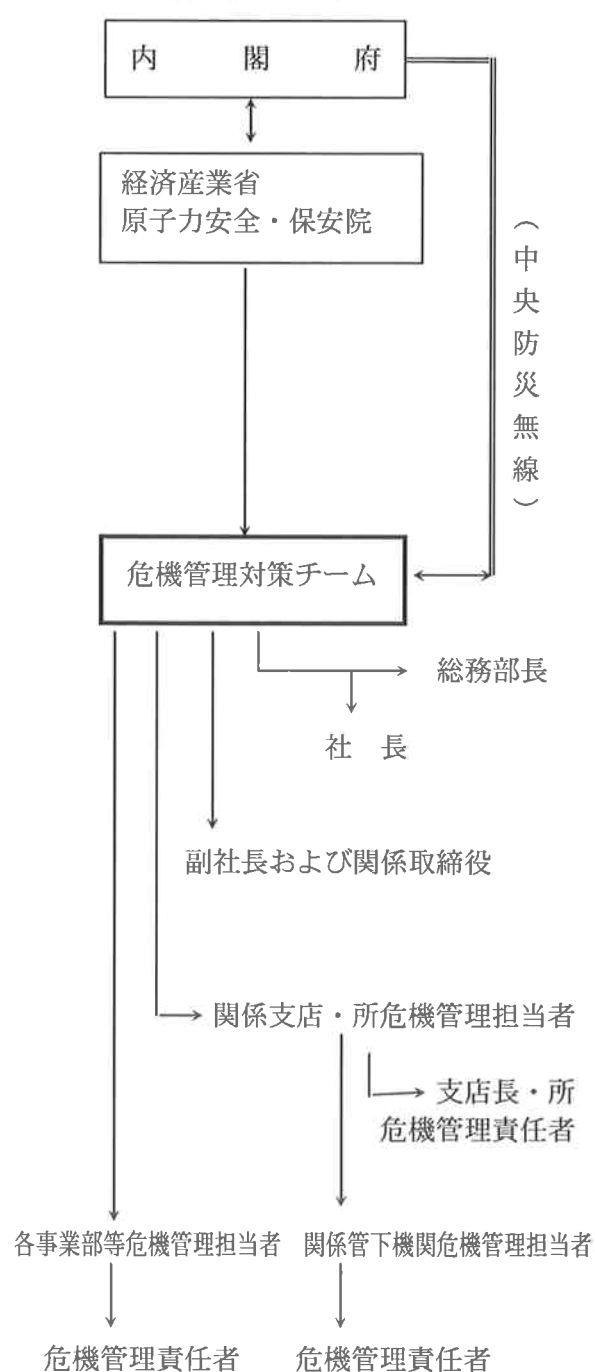
班 別	班 長	分 掌 事 項
情報連絡班	庶務担当役職者	（支店非常災害対策本部情報連絡班の分掌事項に同じ）
電 気 班	電気担当役職者	(1) 工事用電力施設、建設中の発電・変電・送電・通信各工事および発電・変電・送電・通信設備に関する、 ① 被害状況の把握、検討、応急対策および復旧実施状況の検討 ② 請負業者、メーカーとの連絡事項の決定 (2) 防災用通信回線の疎通状況の把握 (3) 防災用通信回線の確保措置の実施 (4) 発電・系統状況の把握および連絡 (5) 周辺地域災害への要員確保 (6) 電気班・技術班における全ての記録
技 術 班 (送電・通信)	送電担当役職者 通信担当役職者	
土 木 班	土木担当役職者	
		(1) 土木・建築工事および土木・建築設備に関する、「電気班」①～②に同じ事項 (2) 周辺地域災害への要員確保 (3) 土木班における全ての記録

別表 3 - 1 国民保護措置等に関する情報の伝達経路（連絡態勢）

(1) 通常時



(2) 休日・夜間



(注)「危機管理対策チーム」とは、社内規程に定める
危機管理、防災等の業務を行う組織である。

別表 3-2 国民保護措置等に関する情報・連絡の伝達経路（非常態勢）

